

次期「調布市障害者総合計画」策定について

1 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つがあります。現行の「調布市障害者総合計画」はこの3計画を一体化して策定しています。

- (1) 障害者計画（障害者基本法）
市の障害者施策全般に関する計画
- (2) 障害福祉計画（障害者総合支援法）
市の障害福祉サービス等の見込み量と提供体制の確保に関する計画
- (3) 障害児福祉計画（児童福祉法）
市の障害児通所支援等の見込み量と提供体制の確保に関する計画

次期「調布市障害者総合計画」も、上記3計画を一体として策定する予定です。

2 計画の期間

「障害者計画」部分については、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」部分については、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

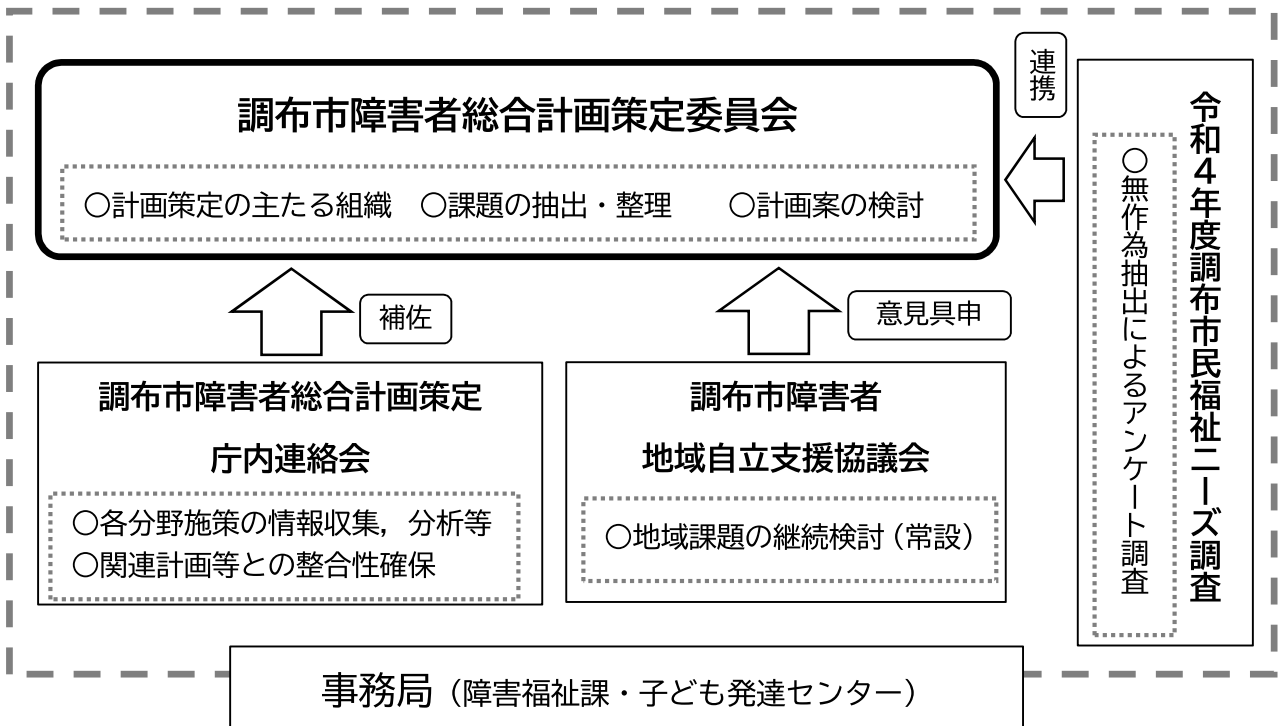
令和8年度末には、「調布市障害者総合計画」の一部改定として、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分の改定を行うこととなります。

(年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画						
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画						

3 検討体制

- 次期計画の内容について、「調布市障害者総合計画策定委員会」を設置し、主な検討を行います。
- 別途に市の関係部署からなる「調布市障害者総合計画策定庁内連絡会」を設置し、委員会での検討内容を補佐するとともに、市の関連計画との整合性の確保を図ります。
- 令和4年度に実施予定の「調布市民福祉ニーズ調査」の実施とも連携し、調査内容の検討、結果の分析等も計画策定委員会で行います。
- 計画策定委員会とは別途に、地域課題について継続的に検討している「調布市障害者地域自立支援協議会」から、次期計画についての意見具申をいただくことを予定しています。

■ 計画の検討体制イメージ図



4 検討スケジュール（予定）

時期	計画策定委員会	備考
令和4年 7月28日(木)	第1回委員会	(10月～11月) 「市民福祉ニーズ調査」 アンケート票配布・回収
10月～ 令和5年3月	第2回～第4回委員会	
3月末	中間報告書の作成・公表（印刷製本・配布：令和5年4月～）	

令和5年度の予定

時期	実施内容
5月～	計画策定委員会（全8回程度）
11～12月頃	市民説明会 ・計画案についての市民向け説明会
12月～1月頃	パブリック・コメント ・計画案を市民に公開し、期間を定めて内容への意見を募集
令和6年3月	計画内容の確定・公表
令和6年4月～	印刷製本・配布

5 過去の意見具申内容（概要）

(1) 調布市障害者総合計画（平成 30 年度～令和 5 年度）に係る意見具申（平成 28 年度）

1 重要課題

- ① 相談支援体制の量的・質的充実が必要です。
- ② 重度知的障害者の利用できる地域資源の整備が必要です。
- ③ 発達障害者支援の充実が必要です。
- ④ 地域における障害理解の推進が必要です。
- ⑤ 障害者が高齢になっても住み続けられる支援が必要です。
- ⑥ 医療的ケアの必要な障害児・者の支援を計画的に進めることが必要です。
- ⑦ グループホームの充実が必要です。

2 その他の課題

3 追加分（平成 29 年度）

- ① 医療的ケア児に関する総合的な相談に対応できるコーディネーターの設置が必要です。
- ② 介護者が利用できる緊急・レスパイトサービスの充実が必要です。

(2) 調布市障害者総合計画の一部改訂（令和 3 年度～令和 5 年度）に係る意見具申（令和 2 年度）

1 重要課題（これまで地域課題として採択し議論してきた課題）

- ① 医療的ケアの必要な障害児・者の支援を計画的に進めることが必要
- ② ヘルパー事業所に向けて、障害特性や障害福祉サービスの理解を求めるアプローチが必要
- ③ 障害のある人が高齢になっても地域で住み続けるための福祉サービスが必要
- ④ 相談支援事業所における災害時の取組の強化が必要
- ⑤ 障害理解の促進・普及啓発を行っていく為の仕組み作りが必要

2 その他の課題（地域課題として認識しており、今後検討すべき課題）

- ① 高齢化に対応できる準備が必要
- ② 高齢化による体力低下の予防が必要